

外構・エクステリア工事 請負契約約款

(総則)

- 第 1 条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書および添付の見積書、打ち合せシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。

(打ち合せどおりの工事が困難な場合)

- 第 2 条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第 3 条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を一括して請負者の指定する者に委任または請け負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第 4 条 注文者および請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。

(完了確認・代金の支払い)

- 第 5 条 工事を終了した時は、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第 6 条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第 7 条 天災その他自然的または人為的な事象であつて、注文者・請負者いずれもその責に帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分・工事仮設物・工事現場に搬入した工事材料工事用設備機器について損害が生じたときは、請負者は事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

(工期の変更)

- 第 8 条 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(紛争の解決)

- 第 9 条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

- 第 10 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきます外構・エクステリア工事またはエクステリア商品等の販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフとよびます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利は行使できません。

※お客様(注文者)が工事物件等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申込みまたはご契約を行った場合等)

②上記期間内に契約解除(クーリングオフ)があった場合、

ア)請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求することはありません。

イ)契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ)契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその金額を無利息にて返還いたします。

エ)役務の提供に伴い、土地又は建物、その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ)すでに役務が提供されたときにおいても、請負者はお客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

③上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付さ